

「東海第二発電所 防災訓練実施結果報告書」の要旨

1. 報告内容

東海第二発電所 防災訓練実施結果

2. 報告年月日

平成28年3月14日

3. 防災訓練実施結果の主な内容

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画に基づく訓練

防災訓練実施年月日	平成27年12月21日
想定した 原子力災害の概要	定格熱出力一定運転中において、外部電源喪失、非常用ディーゼル発電機故障及び原子炉隔離時冷却系の機能喪失により、原子力災害対策特別措置法第15条事象に至る。
参 加 人 数	合計277名 (社員233名、関係会社・協力会社員44名)
防 災 訓 練 の 内 容	シナリオ非提示で実施。発電所災害対策本部及び本店総合災害対策本部並びに本店原子力施設事態即応センターと連携して実施した。 訓練参加者以外から評価者を選任し、第三者の観点から評価した。 【発電所における訓練】 (1)要員参集訓練 (2)通報連絡訓練 (3)避難者誘導訓練 (4)災害の拡大防止対応訓練 (5)緊急時環境モニタリング訓練 (6)本店総合災害対策本部との連携訓練 【本店総合災害対策本部における訓練】 (1)発電所災害対策活動支援対応訓練 (2)本店原子力施設事態即応センター設置・運営訓練 (3)原子力事業所災害対策支援拠点の設置検討及び適地選定訓練 (4)本店における広報対応訓練 (5)原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練 (6)原子力緊急事態支援組織への出動要請訓練
防災訓練結果の概要	●個別の訓練結果の概要及び評価は次のとおり。 【発電所における訓練】 上記発電所における訓練内容(1)及び(3)～(6)について、適切に実施されたと評価した。 しかし、(2)通報連絡訓練において、<u>第15条報告文に添付漏れがあり改善の必要^(※1)</u>が有ると評価した。 【本店総合災害対策本部における訓練】 上記本店総合災害対策本部における訓練内容(1)～(6)について、適切に実施されたと評価した。 しかし、<u>(1)発電所災害対策活動支援対応訓練において、更なる改善として、発電所災害対策本部でのブリーフィング（事象に対する対応方針の決定）時の本店総合災害対策本部内での情報共有強化^(※2)</u>が抽出された。

また、(4)本店における広報対応訓練において、更なる改善として、本店内に設置した記者会見場において、会見者が、本店総合災害対策本部から最新のプラント状況を入手できる仕組みの検討^(※3)が抽出された。

●全体的な訓練評価は次のとおり。

今回の訓練の主たる目的を以下のとおりとし評価を行った。

(1) 訓練の目的として設定した防災要員の緊急時対応能力の習熟、緊急時対応組織内の指揮命令が適切に行われていることの確認

原子力防災管理者への進言、報告等が各災害対策本部員から実施され、原子力防災管理者がその都度指示をしていた。

また、発電所災害対策本部でのブリーフィングにより、情報共有と対応方針が示されていたことから、緊急時対応能力が維持されており、適切な指揮命令が行われたと評価した。

但し、更なる改善として、発電所災害対策本部でのブリーフィングによる対応方針や実施すべき事項を確実に実施するためリスト化による情報共有^(※4)が抽出された。

(2) 平成 26 年度訓練の改善状況の確認

①発電所災害対策本部要員の役割の明確化

本部要員の役割を明確化し、以下の活動が確実に行われる体制ができていたと評価した。

- ・プラント状況に応じた対応戦略を立案し、原子力防災管理者へ進言を行う。
- ・プラント状況等を把握・整理し、災害対策要員に状況を知らせる。
- ・オフサイトセンター、関係自治体等の状況を把握・整理し原子力防災管理者へ対外対応の状況を報告するとともに、災害対策要員に対外状況を知らせる。

②実効性のある訓練計画の立案

可能な限り実際と同様の活動を実施するための訓練（シナリオ非提示）を計画し、実施したことから、発電所全体における緊急時対応能力に問題はないと評価した。

③発電所災害対策本部－本店総合災害対策本部間の情報共有手段の高度化

情報共有システムを用いた災害対応活動状況の共有及び各本部間の専属連絡担当者（3名）を配置し、情報共有が適時・適切に行われたと評価した。

(3) 中期目標に対する達成度評価

想定されるすべての事故訓練を継続的に実施し、各機能班がその事故進展や、なすべき役割を把握し、最善の対応が図れること、そして意思決定者の冷静な判断ができる体制を構築することを中期目標としている。

訓練の結果、発電所災害対策本部は事故進展防止や影響緩和のために講ずべき処置として、電源及び水源確保について検討が行われ、対応方針をブリーフィングにより本部内で共有していた。これらにより、各機能班がその事故進展やなすべき役割を把握した対応が行われ、意思決定者は冷静な判断を行い組織的な緊急時対応が行われたと評価した。

4. 今後の防災訓練に向けた更なる改善点

防災訓練の評価結果に基づき、本訓練において抽出された更なる改善点は以下のとおり。

- (1) 発電所災害対策本部において、担当班は特定事象発生通報（第1報）、原災法第15条、第25条報告及び事故・故障・トラブル連絡等の通報連絡文を通報先へファクシミリ送信を行う際に、必要な情報の添付漏れを防止するために、担当班長、担当班員（ファクシミリ送信者）によるダブルチェックを確実に行うためのルール化等を検討し改善を図る。

【防災訓練結果の概要 ※1 参照】

- (2) 発電所災害対策本部において、ブリーフィングによる対応方針や実施すべき事項について、確実に実施していくためにリスト化し、ホワイトボードへの記載又はパソコンへの入力・表示により情報共有を図る。

【防災訓練結果の概要 ※4 参照】

- (3) 本店総合災害対策本部において、社内テレビ会議を通じた発電所災害対策本部ブリーフィング（事象に対する対応方針の決定）についての情報共有は重要であることから、本店総合災害対策本部全員が情報共有できるよう、本部内を静謐に保つ合図を決めるとともに、ブリーフィング開始の時期を逃さぬよう社内テレビ会議の音声を常時傍聴する専属の要員を置く。

【防災訓練結果の概要 ※2 参照】

- (4) 本店内に設置した記者会見場において、会見者が、本店総合災害対策本部から最新のプラント状況を入手できる仕組みを検討していく。

【防災訓練結果の概要 ※3 参照】

以 上